

農地制度改正後の「企業の農業参入」を考える

重要性が一層高まる企業と地域の関係

主任研究員 室屋有宏

〔要 旨〕

- 1 今回の農地制度改正は、農地を適正に利用する主体の農業参入を基本的に自由化することが大きなポイントである。これにより農業生産法人以外の企業等が地域・農地の限定なく農地を賃借し営農することが可能になった。
- 2 しかし、企業等が担い手として農地を賃借するには一定の条件があり、なかでも参入企業の撤退という事態も想定し、その際の処理を契約等に明記する「解除条件」が新たな農地リース方式に付された。
- 3 農地制度改正後の企業参入は、農業経営基盤強化促進法(「基盤法」)による利用権設定と農業生産法人の利用がメインになろう。企業と地域間での摩擦等を避けるためにも、自治体は農地の権利移動において関与を残す仕組みを維持したい意向がある。
- 4 企業の農業参入数は、旧リース方式、生産法人の設立とも近年増勢が加速している。また、大企業の参入も増加している。大企業では農業の持つ差別化・CSR的価値を認識するようになったことが参入増につながっている。
- 5 企業参入が増加しているが、経営実態は厳しい状況が続いており、撤退も増えている。特に優良農地の確保は大きな課題であるが、この点は農地制度の改正後も変わらないとみられる。
- 6 農地制度の改正もあり、今後も着実に企業参入は増加する可能性が高いが、これに伴って参入企業と地域の関係は多様化、複雑化が一層進むとみられる。こうした事態に対し、新たな農地制度だけで両者の協調関係を担保できるかという懸念がある。
- 7 企業は地域・農業に責任を持つ姿勢で農業参入するとともに、企業と地域が相互補完性を発揮し地域の面的な発展につながるように、行政、農協等が積極的、戦略的な役割を担うことが期待される。

目次

はじめに

1 農地法と企業参入について

- (1) 改正の主眼
- (2) 条件解除付き農地リース方式への転換
- (3) 賃借は基盤法利用が中心
- (4) 生産法人制度の変更は小幅
- (5) 埼玉県の対応

2 企業参入の現状と実態

- (1) 旧リース方式は順調な伸びが続く

- (2) 生産法人による参入も増加傾向

- (3) 大企業の参入増加

- (4) フードシステムからみた参入

3 参入企業の厳しい経営実態

- (1) 難しい優良農地の確保

- (2) 撤退の増加

4 地域との融合をどうすすめるか

- (1) 農地制度改正と参入企業の関係

- (2) 企業の公益性を引き出す試み

- (3) 企業を地域のメンバーにしていく

はじめに

本稿では、昨年12月から施行された新たな農地制度が企業の農業参入に与える影響や変化について、参入の実態を踏まえつつ検討したい。

また、農地制度の改正もあり企業参入は今後着実な増加が予想されるなか、企業と地域との関係が一層重要な問題になるとみられるが、これについても考察してみた^(注1)。

(注1) 本稿では「企業」を「農業生産法人以外の法人」の意味で用いる。農水省での表現は「企業等」となっているが同義である。

1 農地法と企業参入について

(1) 改正の主眼

今回の農地制度改正の主眼は、農地のこれ以上の減少を食い止め、食料の安定供給を図ることを目的に、農地を利用する者を

原則自由化した点にあるといえる。

農地法第1条(目的)では、これまでの耕作者主義の役割を評価しながらも、「農地を効率的に利用する耕作者による権利取得を促進する」と利用を主体とする体系に改正された。

具体的には、従来の農地法第3条では、利用権(賃借権)を設定できる主体は、個人の場合では農業常時従事者、法人では農業生産法人(以下「生産法人」という)だけであったが、今次改正でこの要件がなくなり、農作業常時従事者以外の個人(例えば、レストラン経営者が農業を行う)、農業生産法人以外の法人(株式会社、NPO等)、が地域・農地の限定なく参入が可能となった。

今改正では、こうした農地の権利取得の規制緩和と合わせて、「農地を農地以外のものにするについて規制する」と明記し、農地転用規制の強化を同時に打ち出している。制度改正が一面的に農地利用の規

制緩和を推進するだけでなく、その保全強化と表裏をなしていることも重要な意義がある。

(2) 条件解除付き農地リース方式への転換

今回の制度改正以前、企業が農地を借りて農業を行う方法として、農業経営基盤強化促進法（以下「基盤法」という）に基づく農地リース方式（正式には「特定法人貸付事業」）があったが、これが今回廃止された。

しかし、これまでの農地リース方式（以下「旧リース方式」という）が農地法に移行し、基盤法から除外されたわけではない。今回農地法と同時に基盤法も改正され、このなかでリース方式が別の形で継承された。つまり農地賃借による企業参入の方途としては、農地法3条と基盤法が並存する形になった。

旧リース方式は、03年の構造改革特区に始まり、05年から全国展開されたが、参入に際しては市町村（または農地保有合理化法人）と企業との間で営農について協定（例えば作目、出荷体制等）を結ぶことが条件であり、かつ参入できる農地は市町村の「基本構想」において「遊休地、または遊休地となる懸念がある地域」に限定されていた。

旧リース方式は、企業の直接参入を地域活性化、遊休農地解消を目的に許容したが、それは担い手政策というよりは地域・産業政策の色彩が強かった。これが今次改正に

おいては、企業を多様な担い手のひとつとして位置づけ、参入地域の限定がなくなった。

しかし、企業が担い手の資格を即時的に付与されるのではなく、一定条件の下に参入を容認するという枠組みが導入されている。この枠組みは農地法、基盤法とも共通で、企業が賃借権を取得できる主な条件としては、業務執行役員要件、地域調和要件、解除条件の3つを規定している（第1表）。

このなかで特に注目されるのは、解除条件の内容で、参入企業が借りた農地を適正に利用しない場合、賃借を解除できる旨書面にて契約に明記されること、また撤退という事態も想定し、その際の処理を契

第1表 解除条件付き農地リース方式の許可条件

1 業務執行役員要件	業務を執行する役員のうち1人以上が、法人の農業経営に責任をもって対応する 業務を執行する役員は、実質的に業務執行についての権限を有し、地域との調整役としての責任が持てる者
2 地域調和要件	適切な役割分担、例えば農業の維持発展に関する話し合い活動への参加、農道、水路、ため池等の共同利用施設の取り決め遵守、獣害被害対策への協力等を行う 機械や労働力の確保状況等からみて、継続的かつ安定的に農業経営を行うかを判断する 農地法による場合は、農地の権利取得を希望する者が提出する確約書、農業委員会等と結ぶ協定で確認 基盤法による場合は、利用権設定等を受けようとする者が、市町村長に提出する確約書、市町村長と結ぶ協定などで確認
3 解除条件	撤退した場合の混乱を防止するため、以下の事項を契約上(農地法の場合)、農用地利用集積計画(基盤法の場合)に記載する (1)農用地を明け渡す際の現状回復の義務は誰が負うのか (2)現状回復の費用は誰が負担するのか (3)賃借期間中途の契約終了時における違約金支払いの取り決めがあるか (4)現状回復がなされないときの損害賠償の取り決めがあるか

資料 全国農業会議所(2010)より抜粋

約に記載することになっている。

(3) 賃借は基盤法利用が中心

「解除条件付き農地リース方式」というスキームという点では、農地法、基盤法ともに共通であるが、両者には根本的な違いがある。

農地法第3条の賃借は、あくまで農地の出し手・受け手の間の契約で、これを農業委員会が承認する形になっている（市町村長は農業委員会に対し意見を述べるができる）。これに対して基盤法による利用権設定（「利用権設定等促進事業」）では、各市町村が作成する「農用地利用集積計画」のなかで、出し手・受け手が同意することで権利移動が行われる。

賃借権の適用においても、基盤法では「法定更新の除外」に基づき、農地法の自動更新の規定が適用されず、期間満了とともに賃借契約は終了し農地はいったん出し手に返還され、また離作料も発生しない。

基盤法での農地リース方式でも、この利用権設定の仕組みが活用され、「解除条件」も「農用地利用集積計画」のなかに織り込まれる。

賃借による実際の企業参入では、基盤法の利用権設定が中心となり、農地法3条の利用は企業が地権者をよく知っている、または長期の取引関係があるといったケースなどに限られるとみられる。

(4) 生産法人制度の変更は小幅

今回の改正により、農業参入の制度とし

ては農地法および基盤法による農地賃借、生産法人の設立・出資（農地法上の規定）の3つになる。

生産法人制度は本来的には農業者の経営発展を目的にしているが、旧リース方式導入以前から企業参入の方法として定着していた。参入企業の業種では食品製造、青果流通、種苗・資材といった農業との関連度の高い分野と建設業からが中心である。

企業による生産法人への出資には制限があるが、地方では企業経営者が農家である、または従業員に農家出身者がいることが多く、彼らが農業者として設立主体となることは可能であった。^(注2)

企業側からみた参入制度としても、生産法人の方が旧リース方式よりメリットが大きかったといえる。生産法人は農家と同等の権利を有する地域の担い手（認定農業者）と位置づけられ、農地取得は所有も含めて地域制限がなく、農業施策の対象としても優遇されている。^(注3)

こうした背景に加え、「所有から利用」を旨とする今回の制度改正の趣旨に照らしても、大幅に緩和された利用規制に対して、所有につながる生産法人制度については、議決権ベースで1社最大10%の出資制限を25%に引き上げる（農外資本全体は25%で不変、農商工連携の認定を受けた場合は50%未満）等、小幅な変更にとどまっている。

企業参入の制度としては、依然として生産法人の方が有利であると考えられるが、新たなリース方式では、本体による直接参入が可能である、経営の自由度が大き

い(生産法人への出資に比べて)、参入地域の限定がなくなった、などから両者の制度間格差は相当縮小したといえる。

企業は両制度のメリット・デメリットを検討しながら、事前の参入形態を選択するとともに、事後に形態変更をする動きが今後増えるだろう。

例えば、新規参入は旧リース方式で行い、その後生産法人を設立する事例は従来からみられた。また、旧リース方式の参入条件等から遊休地は本体で参入する一方、それ以外は傘下の生産法人で対応する2本立て経営のケースもかなり多かった。この場合、営農そのものは一体化しているが経理的に別組織のため、両者での労務提供や機械費用の計上、管理作業にコストが発生するなどの問題があったが、今回の改正により農地契約をいずれかの制度に一本化しコスト削減を図るケースが増えよう。

(注2) 建設業では農業との関連度がないため、親会社が生産法人に出資することは不可能であり、経営者等が農業者として設立主体になるのが一般的である。これに対して関連度がある食品関連では、個人に加え本体からの出資関係があるケースが多い。

(注3) 生産法人と旧リース方式の2形態で参入したワタミは、旧リース方式のメリットが乏しいとして特区内農地を返上し、生産法人一本で全国展開を図っているのはよく知られた事例である。

(5) 埼玉県の対応

農地法改正に伴う自治体の対応の一例として、埼玉県の状況を見ておこう。

埼玉県は昨年、遊休地解消を目的に企業参入の専門部署を設置した。県が窓口となり企業からの相談等に一元的に対応してお

り、相談件数、調整中の案件数とも予想を上回り、企業の農業への関心は高いと感じている。企業の業種は幅広いが、大消費地に近いことから食品関連が多い一方で、建設業は少ないという。

埼玉県の参入支援は同県の「農業団地整備促進モデル事業」に基づき、企業と市町村双方の意向を県が仲立ち調整していく方法を取っている。具体的には、県の農林公社が農地保有合理化法人として、地権者から農地集積したうえで一括借り受け、企業に貸し出し、賃料支払いも公社経由で行う。農地の権利調整は県が代行するとともに、地権者の意向確認については市町村や各農業委員会が主体となって行い、一方で企業は各市町村との間で個別に農地貸付に関する協定を締結する。

埼玉県では農地制度改正後も、こうした公社の農地一括借受けの仕組みを継承しつつ、基盤法による利用権設定を推奨していく方針である。同県としては、企業参入支援は後発で実績も余りないため、あくまで地域・地権者に対する不安を招かないために、行政が仲介する方法を維持した方が安全だと考えている。この点から旧リース方式の協定に代替する形で、県公社、市町村、参入企業の3者で任意協定を結び、企業が地域と協力し農業を行うことを確認したいとしている。

参入企業にとっても、同県の公社を利用した農地斡旋から契約までのワンストップ・サービスはコストの大幅な節約につながるだけでなく、地域との無用な摩擦を事

前に回避することで事業の不確実性を減らすメリットは大きいといえる。

埼玉県に限らず、企業参入に伴う農地権利移動は、農地制度改正後も現実には行政がなんらかの補完的役割を發揮しないとスムーズには進まず、反対に良質な行政サポートが期待できる地域に参入が集中することになると予想される。

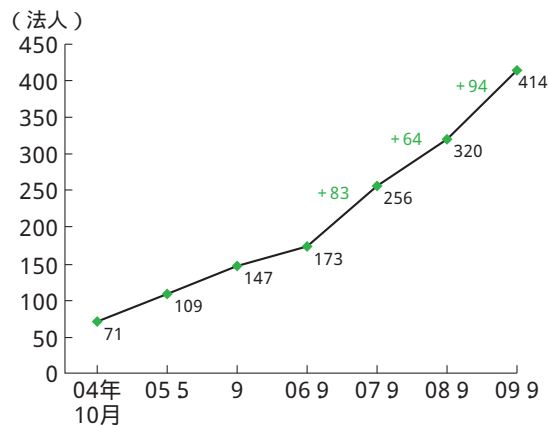
2 企業参入の現状と実態

以上、農地制度改正と企業参入の関係について整理してきたが、次に企業参入の現状および実態をみておきたい。

(1) 旧リース方式は順調な伸びが続く

農水省によると、旧リース方式の参入数は09年9月末時点で414法人であり、第1図が示すように06年以降に増勢の加速がみられる。旧リース方式開始時の「10年度末までに500法人」という目標は、新旧リース方式と合わせて達成可能とみられる。

第1図 旧リース方式による参入企業数
(生産法人への移行を含む)



資料 農林水産省HPより作成

参入企業の業種では、建設業の割合が一貫して高く、特に過去1年間では増加全体の47%を占めている。工事受注量が急速に縮小するなかで、雇用維持等を目的に建設業からの参入圧力が高まっているといえよう。(第2表)

次いで多いのは食品関連だが、相対的なシェアは減少傾向にある。食品関連では、生産法人の設立・出資、また契約取引など農業との取組みにおいて選択肢が広いことも影響していると考えられる。

また「その他」に分類されるさまざまな法人が参入数では最大であり、かつシェアが伸びている。ここに含まれるのは、NPO、社会福祉法人、生協、第三セクター企業、旅館・飲食業など極めて多様である。これらの営農規模は総じて小さいが(市民農園も含む)、企業参入の増加傾向は、業種の広がりを伴っていることは注目される。

栽培作物では、野菜が39%と非常に高く、需要面での地場野菜ニーズの強さとともに、農地面積が限られるなかで高い回転率や周年雇用といった観点から、企業的経営

第2表 旧リース方式の形態別・業種別の割合

(単位 %)

	形態別			業種別		
	株式会社	特例 有限 会社	NPO 等	建設業	食品 関連	その他
06年3月	51.3	26.3	22.4	36.5	26.3	37.2
06.9	51.4	26.6	22.0	34.1	26.6	39.3
07.3	53.4	26.2	20.4	36.9	22.3	40.8
07.9	50.8	28.9	20.3	34.4	22.7	43.0
08.3	51.2	28.5	20.3	33.5	23.1	43.4
08.9	53.1	26.6	20.3	32.5	20.3	45.0
09.3	54.7	25.5	19.8	35.8	20.6	41.3
09.9	56.5	23.9	19.6	35.7	19.1	43.0

資料 農林水産省HPより作成

(注) 08.9~09.9の業種別割合は生産法人に移行した法人があるため合計は100%にならない。

に適合的な面があるといえる。野菜に次いで多いのは果樹の16%で、国産原材料にこだわった加工品向けニーズなどが根強い。

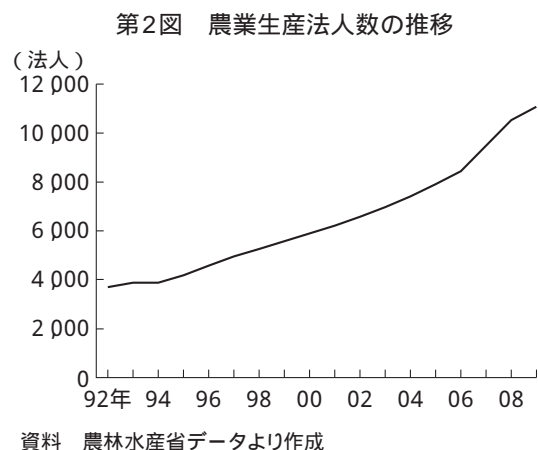
(2) 生産法人による参入も増加傾向

旧リース方式と異なり、農外企業が生産法人を設立・出資するケースを統計的に把握するのは難しい。あくまで生産法人は農業者個人が設立する前提のためである。

生産法人全体の設立動向自体は、旧リース方式に似ており、06年以降に増勢が加速している(第2図)。09年1月1日現在の生産法人数は11,064である。

周知のように、生産法人は家族経営や集落営農が法人化したものが多い。農水省のデータでは集落営農から生産法人化したものが1,731(09年2月1日現在)と全体の16%を占めている。それ以外の設立母体を示すデータはないが、いくつかの地域での統計等から、生産法人のうち農外企業が設立・出資した割合は既に相当大きいとみられる。

近年、積極的な企業参入支援を行ってい

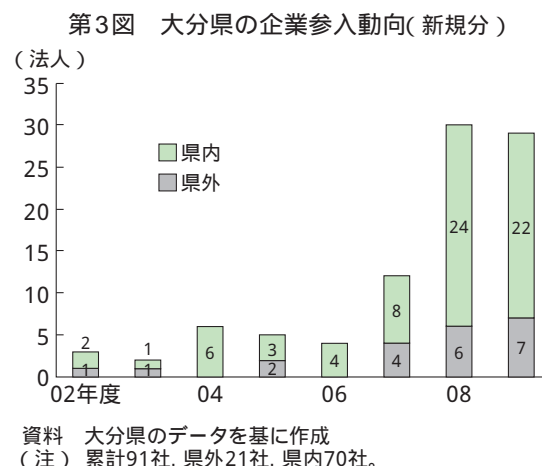


る大分県の実績をみると(第3図)、07~09年度までの参入企業累計71社のうち、旧リース方式は6社のみで、それ以外は生産法人の設立である(きのこ等の非農地利用を含む)。一方、同県の生産法人数は444であり、旧リース方式、非農地利用を除外しても、生産法人のおよそ2割程度を農外企業の設立が占めることになる。

これに対して北海道では09年1月1日現在の生産法人数2,559のうち農外企業によるものが111(毎年10程度の増加)、割合で約4%である。北海道は日本のなかでは担い手確保ができてきている地域であることを勘案すると、農外企業が占める比率としては下限に近いと考えられる。

仮に農外企業による法人設立を生産法人全体の1割とすると、全国の総数は1,100程度になる。推定の域を出ないものの、企業の参入実績としては生産法人の方が旧リース方式より相当多いとみてよいだろう。

自治体の取組みとしても、地域に根ざした担い手育成の観点から生産法人での参入を奨励する傾向がある。また、旧リース方



式の参入区域を基本構想に設定したものの、条件不利地が多いため自治体側が生産法人の設立を勧めている地域もある。

(3) 大企業の参入増加

大企業の農業参入は、これまで農地法の適用を受けない畜産物などでは、企業の資本力、技術力の適用範囲が広いこともあり

第3表 大企業等の農業参入の流れ

参入時期	会社名	農業分野	内 容
97年1月	オムロン	トマト	子会社が高品質トマト栽培(北海道千歳市) 3年後に撤退 「田園倶楽部北海道」に継承されるが、親会社の宮崎県の造林会社の破綻により09年に倒産 10年エア・ウォーターが引き継ぐ
97.8	プロミス(創業者)	施設園芸, 畜産等	神内ファーム21を北海道浦臼町に設立
98.7	キューピー	野菜	大規模植物工場TSファーム白河を稼動
98.10	キューサイ	青汁原料ケール	島根県等3か所で生産法人設立
02.4	ワタミフード	有機農産物	生産法人ワタミファームの広域農場運営
02.6	サイゼリア	有機農産物	直営農場(生産法人)を福島県白河市に設立
03.2	メルシャン	ワイン原料ブドウ	長野県丸子町に生産法人設立
03.9	阪急百貨店	有機野菜	生産法人阪急泉南グリーンファームを設立, ハウス(40a)で有機栽培(ベビーリーフ, 水菜等)
04.11	カゴメ	生食用トマト	ハイテク菜園, 生産法人への出資と契約取引
06.2	モスバーガー	トマト	生産法人設立, 静岡, 群馬県に農場
07.1	マンズワイン	ワイン原料ブドウ	長野県上田市(17ha), 小諸市(3ha, 08.4参入)でリース方式で参入
08.5	ドール	パプリカ	宮城県登米市で養液栽培施設, 農地は市からのリース
08.8	豊田通商	パプリカ	宮城県栗原市で養液栽培施設, 生産法人設立
08.8	イトーヨーカ堂	野菜, 堆肥	千葉県富里市に生産法人設立, 今後埼玉, 神奈川に各2か所, 茨城に1か所法人を設立予定
08.11	モンテローザ	水菜, サツマイモ等	茨城県牛久市にリース方式2haで参入, 有機JAS認証を目指す
09.4	コロナ	有機米	新潟県三条市から2.9haの農地をリース。米は社員食堂等で全量消費。地域貢献・CSR
09.4	JR東日本	野菜	茨城県石岡市に「JAやさと」と法人設立(3ha), 体験農園・観光も視野に複数展開も検討
09.6	生協ひろしま	野菜	農協と行政と連携して北部の遊休地を活用した生産法人設立。2010年度予定。
09.7	サッポロビール	ワイン原料ブドウ	子会社サッポロワイン(90%)と長野県池田町(10%)の出資, 12haリース方式
09.7	イオン	野菜	茨城県牛久市で2.6haリース方式。今後, 全国で農場展開し(3年間で10農場), 自社でPB野菜を販売
09.9	住友化学	野菜・果樹	今後5年間で全国10か所で直営農場, 20~30か所で生産委託し自社ブランドで販売
09.9	NTTコミュニケーション	野菜・果樹	農業参入に向け社員等の生産体験活動を開始。IT利用のネット通販, 生産ノウハウの蓄積が目的
09.1	JR九州	ニラ等	2010年4月に大分市に生産法人設立, 九州他県でも進出交渉中
09.4	JR東海	野菜	JR東海商事が愛知県内でレタス等の水耕栽培をリース方式で参入
10.1	九電工	オリーブ	熊本県天草市で遊休地を活用したオリーブ栽培
10.2	エア・ウォーター	トマト	破綻した「田園倶楽部北海道」から施設を購入, カゴメ向けトマト, エスピー向けベビーリーフを栽培
10.2	吉野家	タマネギ等	神奈川県に地元農家と生産法人を設立(32aで開始, 将来は5ha目標), 全国20か所以上に展開する構想

資料 新聞報道, プレスリリース等より筆者作成
(注) 本表での「リース方式」は「旧リース方式」の意。

商社系を中心に参入が浸透していた。他方、青果物等の土地利用型農業では、農地法の制約以外にも、価格変動が激しいこと、また必ずしも企業的経営にコスト優位性がないこと等から、販売契約や契約生産には積極的であっても直接参入はまれであった。

特区が創設された03年前後にワタミなどの外食産業、カゴメの大型自社農園などの参入があり、大企業の参入ブームが一時喧^{けん}伝^{でん}された時期があったが、その後下火となった。また大企業であっても、参入後の収益環境が厳しいことは広く認識されている。

ところが08年を契機に、大企業の参入が再び増加基調になっており、参入業種も食品関連に限らず、資材、商社、輸送などに広がっている（第3表）。

ここにきて大企業が農業に参入してくる背景には、国民各層で高まる農業・食料に対する関心や懸念が決定的に重要な要因となっていると考えられる。

これと関連して、大手企業の参入では、農業を単に食材、原料の調達先とするのではなく、環境、文化、景観・アメニティ、CSR等を含む「農業・農村の多面的な価値」を企業活動の新たな差別化領域として取り組む意向が強い。

かつて大企業は採算面から農業は単体事業として困難とみていたが、その後の社会経済環境の変化等から、連結経営のなかで差別化価値が期待できる事業へと転換したといえよう。

大企業は事業領域も広く、例えば流通大手であればグループ内サプライ・チェーン

を活用した需給調節ができるという優位性がある。自社農場の農産物を業態・価格帯で切り分け販売し、かつ食品ロス、流通コストを大きく節約できる可能性がある。

また、大企業にすれば数億円程度の農業投資は大きな負担ではなく、事業としては大きな赤字を出さなければ差別化、CSRの観点を含めて合理的な投資とみなす余地が広がったといえる。

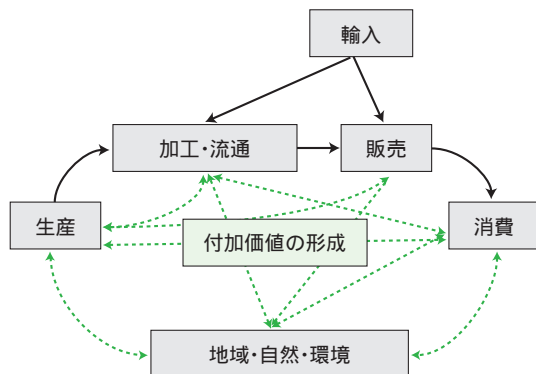
（4）フードシステムからみた参入

大企業を含め農業参入が活発化している背景は、生産 加工・流通 消費といったフードシステムという観点から捉えてみるとより理解しやすい。

現在のフードシステムが全体として大きな制度疲労を起こしており、フードシステムにかかわる各主体（生産者、流通・加工業者、消費者等）の多くが、制度の修正が必要との認識を持つようになっている。企業はこうした現状をビジネスチャンスと捉え、フードシステムの再構築、またはサブシステムの形成を模索する動きのひとつとして農業参入を位置づけているといえよう。

わが国の食の市場は、全体として飽和状態にあるものの依然として大きく、差別化を通じた市場開拓余地は残されている。その方向性も「安全・安心」「健康」「簡便」「安価」等、企業・商品ごとにじつに多様である。従来フードシステムの対象として意識されてこなかった地域・自然・環境といった要素なども、付加価値形成の切り口となりつつある（第4図）。

第4図 フードシステムからみた農業参入



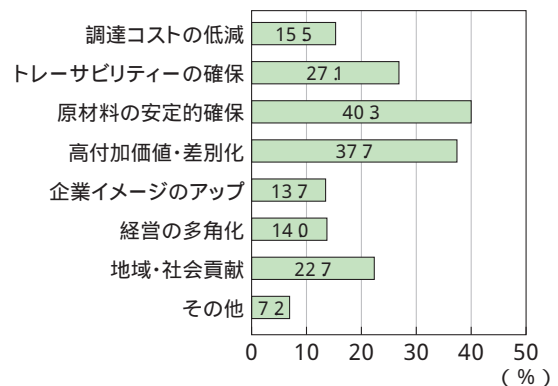
資料 筆者作成
 (注) 実線がメインの流れ、破線は新たな取組み。

さらに食品関連企業については、市場取引から契約取引（数量・面積契約）、栽培指導・資材供給、出資、人的派遣、直営と農業に対して取りうる選択肢は幅広く、あくまで農業参入はそのひとつのオプションであり、またビジネスとして可能かを見極める実験的な意味合いも強い。

日本政策金融公庫が本年2月に発表した食品関連企業（食品メーカー、卸・小売、飲食の6,823社が対象、有効回答2,446社）に対するアンケート結果では、「既に農業に参入済み」が10.5%に達し、「検討・計画中」の5.6%、「関心があるが検討していない」の27.8%と合わせると、約半数が農業参入に関心を示している。

参入の動機では、必ずしも短期的な収益向上を目的にしたものでない項目が上位にランクされている（第5図）。「原材料の安定的確保」が40.3%でトップで、「高付加価値・差別化」「トレーサビリティの確保」を上回る結果となっている。「地域・社会貢献」「企業イメージアップ」も高いウェイトを示している。

第5図 農業参入の理由



出典 日本政策金融公庫2010年2月26日付ニュースリリース

こうした結果もフードシステムの現状に対する企業行動のひとつとして農業参入があるという見方と整合的であるといえる。

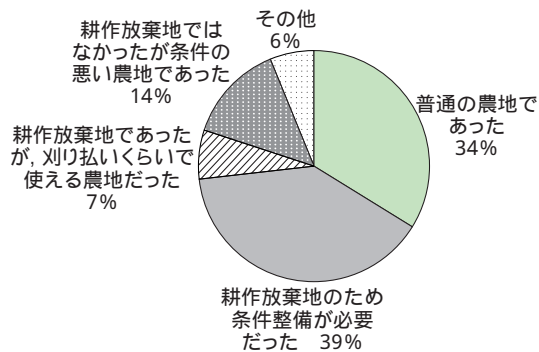
3 参入企業の厳しい経営実態

(1) 難しい優良農地の確保

企業参入の制度と実態の関係を検討するには、参入後の経営状況の把握が不可欠であるが、これも旧リース方式についてはある程度のデータがあるものの、農外からの参入全体をカバーするデータは存在しないという問題がある。

旧リース方式では、種々のアンケート調査が優良農地の確保が難しいことが参入時の最大の問題としている。例えば、旧リース方式で参入した企業で作る農業参入法人連絡協議会が全国農業会議所と共同実施した調査（08年3月、281法人のうち82法人回答）では、借りた農地に問題があったとする回答が約6割を占めている（第6図）。しかも農地の状態が悪いため、土壌改良が参入後数年にわたり必要との指摘も多い。

第6図 借り受けた農地の状況



出典 農業参入法人連絡協議会・全国農業会議所「農外から農業に参入した法人に対するアンケート調査結果概要」

また同調査では、回答企業の6割以上が参入後3年以内ということもあり、63%が収支は赤字としている。経営規模は「1ha未満」が52%を占め、小規模な企業が多い。

規模拡大のペースによるが、農業参入から数年間は農地改良を含めて初期投資が予想以上に必要であり、一方この間の販売収入も限られるため経営的には厳しい状況が続くのが一般的である。特に旧リース方式で参入した建設業では、販路確保の困難さもあり企業参入の経営問題が集約的に発現しやすい。

渋谷(2009)が行った地方建設業についての調査(70社対象)によると、農業部門の収支について参入時点では平均5.4年で黒字化を見込んでいるが、現実に黒字化した企業は平均7.6年を要している。筆者の聞き取りでは、参入企業は「4~5年での黒字化」を期待しているが、現実には5年程度での達成は難しいのが実情である。したがって、参入時に十分な経営体力があることが長期的営農の不可欠な条件である。

旧リース方式に対し、生産法人での参入

では、設立時期が早い、農地取得の制限がない、販路を持つ食品関連の占める割合が高い、農業支援を受けやすい、などの条件から収益環境は相対的に良好だと考えられる。

(2) 撤退の増加

農業に参入した企業のその後の展開については報じられることが少ないが、現実には参入の増加とともに撤退や規模縮小等も増えている。

農水省によると、08年9月までに旧リース方式で参入した企業351社の1割弱にあたる31社が撤退している。撤退した理由は「本業の不振」「農業経営の不振」がそれぞれ3割を占めている。^(注4)

以下では、旧リース方式の参入事例の多い鹿児島県の状況についてみてみたい。

同県では県西部の薩摩川内市、阿久根市、薩摩半島の南さつま市、種子島の西之表市において、遊休農地の解消を目的に市が特区を開設し積極的に企業参入を推進してきた(栽培作物は、サツマイモ、ラッキョウに集中している)。

このうち薩摩川内市では、地域特産物の「唐浜らっきょう」の生産振興を目的に特区を04年に開設した。市は参入企業が「すぐに栽培を開始できるような状態」を提供することを基本に、圃場整備、農地幹旋、省力化施設の補助、農協を通じた販路の確保等の仕組みを提供した。

同市からの要請を受ける形で農協出資の食品メーカーが04年に進出し、05年には建

設関連の6社が参入した。しかし、翌06年には「本業の不振」を理由に建設3社が撤退している。その後も建設関連の撤退が続く、現在営農を継続しているのは農協系の1社のみとなっている（建設関連の1社は生産法人に転換し生産を続けているため、実質的には2社）。

ラッキョウは収穫・出荷作業に要する労賃が生産コストの6～7割を占めるが、気象変動等もあり、収量、サイズ、数のバラツキが大きく、効率的な作業体系が組みづらいつという。加えて単価の低迷もあり、こうしたリスクを吸収していく経営体力が撤退企業には不足していたといえる。

現在も生産を続けている農協系食品メーカーは経営体力と自らの販路を持っており、また参入動機はあくまで産地化支援であり、将来的には農家等に経営を移譲するという目的で経営を続けている。それでも収支的に厳しく、経営面積の縮小を余儀なくされているのが実情である。ただし、撤退企業の農地は、市の農業公社や2名の新規就農者（同公社で研修）に引き継がれたため遊休化することはなかった。

ラッキョウ栽培を中心とする南さつま市の旧リース方式も似たような状況になっている。ここでは最大17社が参入していたが、現在は10社までに減少している（生産法人への転換1社を含む）。また、撤退に伴って農地の一部が、再遊休化するような事態が発生している。

他方、同じ鹿児島県内の旧リース方式であっても、西之表市や阿久根市のサツマイ

モ生産は焼酎原料としての需要が堅調であり、また生産が機械化体系に適合的なこと等から、参入企業は規模拡大を通じ担い手としての存在感を高めている。

西之表市では、焼酎用および青果用サツマイモと裏作に加工用ジャガイモを生産する参入企業の規模拡大が続いている。建設業から参入した法人は（生産法人も所有）、加工部門を含め10億円近い売上と100名以上の雇用機会をもたらす規模にまで成長している。

（注4）撤退理由では「本業の不振」が最多の11社、「農業経営の不振」が10社。本業との人材のやりくりがうまくいかず、「農業従事者の不足」が5社、「別法人への移管」3社、「貸付期間満了」が2社だった。農水省は撤退企業の農地は「ほかの法人などに利用されており、ほとんどが遊休地化していない」（経営局）としている。（『日本農業新聞』09年4月19日）

4 地域との融合を どうすすめるか

（1）農地制度改革と参入企業の関係

今回の農地法改正のポイントは、農地を適切に利用する主体に対し、農業参入を自由化していくことにある。この背景には、旧リース方式において一部に撤退等があったものの、総じてみれば企業参入が地域・農業の活性化に一定の効果があり、また地域の側も大きな懸念が生じなかったとの認識があろう。

たしかにマクロでみるとこうした認識は妥当性があるが、地域により企業との関係は複雑である。企業参入が今後基調として

増加するとみられるなか、企業の参入目的、形態、規模等が一層多様となり、これとともに地域との関係も多様化、複雑化が進むとみられる。こうしたなか参入後の企業と地域との関係をどう協調的で持続的なものにしていくかが、企業参入をめぐる問題の焦点となってくと予想される。

農地制度の面では、新たなリース方式が「解除条件付き」という形となり、市町村が関与する基盤法での利用権設定が主流になるとみられ、旧リース方式と一定の連続性が維持されることになった。

一方で、旧リース方式は市町村と企業の間で個別に営農内容を盛り込む事前調整の余地が大きかったが、新たなリース方式では「解除条件」の一般規定だけで地域との協調関係が担保できるかという懸念は否定できない。2重のセーフティネットの意味からも、埼玉県のように企業との間で個別に協定を結ぶ試みは賢明な措置といえる。

いずれにしても、農地制度の改正は参入後のモニタリングとともに、参入企業を地域に関与させ、長期的に相互にメリットを出す仕組みの重要性を一層高めたといえる。

農地取得に関しては、今回の改正により、企業の農地賃借に地域制限がなくなったものの、これが企業の優良農地の確保に直結するわけではない。優良農地の量は限られており、地域の担い手も集積したい対象であることに変わりない。

また企業の参入地域の選択が広がることで、現在の圃場から撤退・移動するケースが増加する可能性がある。既に企業が重要

な担い手となっている地域では、企業の撤退等は地域農業の維持そのものを危うくする懸念がある。

反対に、資本力、販売力のある企業の存在が過度に大きくなる場合は、地域の担い手との競合・摩擦が懸念される。

このようにみていくと、経済界が主張するように農地制度の規制緩和と企業的農業経営の推進が日本農業を強くする、またひいては消費者の利益に合致するという論理は、繊細で複雑な地域の実情や個性を捨象している面があるといえよう。

特に土地利用型農業では、農地や地域社会といった企業が自己完結的にコントロールできない要素が生産に極めて大きな影響を与える。参入の事前・事後を通して地域との有効な協調関係を構築していくことが、規制緩和のメリット以上に企業の農業経営を左右する要因であるという認識が必要である。

(2) 企業の公益性を引き出す試み

そもそも農業において参入企業が発揮できる優位性とは何か、また地域が企業に期待する優位性とは何なのだろうか。

必ずしも明確になっていないこの問いに対して、プロジェクトを立ち上げ普及活動を行っている京都府の南丹農業改良普及センター（以下「センター」という）の取り組みを紹介したい。

a 「地域貢献型」経営体モデルの育成

同センターの管内（亀岡市、南丹市、京

丹波町)では、「京」「丹波」という全国的なブランド力と現実的な農地価格の折り合い等から、06年以降、企業が生産法人を設立する動きが増加している(09年度末で19社、なお京都府は旧リース方式の区域設定をしていない)。

こうしたなかで、同センターでは08年度から「センターが企業とどう関わるべきか」「参入企業の地域貢献はどうあるべきか」という観点から、若手を中心にプロジェクトチームを作り議論を重ねてきた。このなかから、センターは技術指導にとどまらず、企業が地域に根ざす法人になるよう地域の農家や農協等への働きかけをすべきとの方針から、地域のなかで企業が地域にもたらず懸念を最小限にすること、企業が潜在的に持つ地域貢献の可能性を引き出すこと、の2つを目標に設定した。

b 2つの対応

センターがプロジェクトの対象としたのは、管内の規模の大きい2社である。

七味製造のZ社(年商約7億円)は安全・安心な原料調達のためから、従来の中国産トウガラシの全量国内産への切替えを図っており、管内に自社で13haの利用権設定と約4haの契約栽培による大規模経営を展開している。

一方、全国のデパートで青果物販売を行っているY社は(年商約160億円)、もともと従業員教育の場として法人を設立したが、現在は「日本農業のモデル農場」を目指し、6haの農地と40aのハウスで、イチ

ゴ、バジル等20品目以上の青果物を生産している。同社は京丹波町以外にも全国2か所に農場を持っている。

両社の地域との関係は対照的で、Z社は地元生産者約40名と契約取引を行っているのに対し、Y社は自社生産物を親会社に出荷するため地域とのつながりが希薄であった。

センターとしては、Z社に対しては技術指導とともに、農家との契約取引に関して農協が生産指導、集荷・精算に関与するように誘導することで、農家が安定的な取引関係を結べるように取り組んだ。

一方Y社に対しては、技術指導とともに、地域との接点を持てるように誘導を試みるのと同時に、同社研修施設での新規就農者の受入れ、地域の篤農家等が持つ技術の集積拠点、食育講師、農業体験の場等の公益的な役割を担ってもらうこととなった。

センターとしては、こうした取組みにより企業と地域の融和が一挙に進まなくとも、企業を孤立させず地域と一緒に活動していくことで、企業の姿勢も次第に変わっていくのではと考えている。Y社にしても、現在はまだ「水と油を振った状態」とみており、外部から参入した企業と地域の融和は長期的な視点が必要である。

(3) 企業を地域のメンバーにしていく

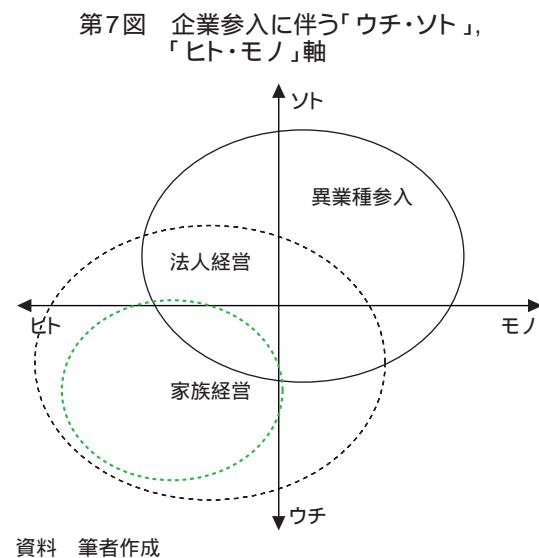
長い灌漑農業という歴史を持つ日本農業では、地域の農家が協力し合い農業を行う仕組みが深く根ざしている。この仕組みは、農地や地域資源を適切に管理していくシス

テムとしては現在も有効なものである。

地域・農家の軸を「ウチ・ヒト」と表すと、会社形態をとる企業の活動領域は一般に「ソト・モノ」の領域にあるといえよう。行動原理が異質な主体が、はたして本来的に「ウチ・ヒト」を領分とする農業を適切、長期に行えるのかは本質的に難しい問題である（第7図）。

しかし現実には地域・農業への責任を強く意識し、損得とは別に地域貢献や公益的観点から農業参入している企業が存在しているのも事実である。こうした企業は地域のさまざまな協力や共感を得て、結果的に事業としても成立する確率が高いように筆者にはみえる。^(注5)

地場企業の場合、事業、従業員ともに圧倒的に地域内にあり、また会社形態をとっていても非上場のファミリー経営であるケースが多い。こうした企業は、地域の存続・活性化がそのまま自社の発展とリンクしていることを自然に理解している。



いわば農外企業であっても「ヒト」の側面を色濃く持ち「ウチ」に対して責任を果たそうとする、資本主義としてはいささか「不純」な企業が日本には多く存在する。そうした企業が地域農業と補完性を発揮し、地域が内在的に持つ力を浮き上がらせる可能性があるといえよう。^(注6)

また農外企業の参入を含め、地域農業が多様な担い手と連携することで、地域のソーシャル・キャピタル（社会的関係資本）が蓄積、豊富化する契機になるケースも考えられる。農商工連携・6次産業化といった地域を挙げた農業経営力への展開において、参入企業が積極的に役割を果たす余地はある。

一方、いうまでもなく、すべての企業が地域に対する責任、公益性という観点を強く意識し農業参入するとは限らないだろうし、利用主体に参入の門戸を広げた農地制度の下では、「ソト・モノ」の遠心性が強い参入企業が増加する懸念がある。

こうしたなかで参入企業に地域との間で相互補完性を持たせ、結果的に地域の面的な発展につなげていく最も戦略的ポジションにあるのが農協だといえよう。農協は「ウチ・ヒト」をベースにする組織であるが、地域・農業の活性化のために「ソト・モノ」のエネルギーや情報を地域・農業の活性化に上手く転換していく積極的な役割が期待されている。

（注5）筆者が知っている事例では、県内に新たな資金循環を作りたいと遊休地で大豆を生産し始めた岩手県の菓子メーカー、生物が棲める田んぼで生産された米による酒づくりを目指して、

地元農家と連携し酒米栽培している宮城県の酒造メーカー、限界集落化を回避するため農業に参入し、地域の特産物の振興に取り組む新潟県の建設会社、産業廃棄物で荒廃した里山の再生を目的に地域の有志と一緒に観光農園・6次産業化を推進している新潟県の建設会社、知的障害者の雇用の場としてイチゴ観光農園を開設した島根県の建設会社などが挙げられる。

(注6) 本稿では「企業・法人・会社」について、混乱を避けるためにも、明示的に区別しなかったが、この3つは同一のものではない。この点については、岩井(2009)が大変示唆的である。岩井は、「企業は利潤の追求を目的にした経済組織」であるのに対して、「会社とは法人化された企業」である。また法人は「株主からみるとモノ、会社資産からみると主体としてヒトと不思議な二面性」を持つとする。

法人は本来公共的なもので、法人構成間の私的な契約を超えた「存在」を社会に認知してもらう必要がある。歴史的にみても最初に法人(corporation)となったのは、ヨーロッパの自治体や植民地、僧院だったという。そして「ヒト」的性格の強い日本の資本主義は異質なものではなく、積極的な普遍性を持つとしている。

<参考文献>

- ・岩井克人(2009)『会社はこれからどうなるのか』平凡社
- ・大仲克俊(2010)「特定法人貸付事業及び解除条件付き農地貸付における一般企業の農業参入の実態と課題」『農政調査時報』563号
- ・渋谷往男(2009)『戦略的農業経営』日本経済新聞出版社
- ・全国農業会議所編集・発行(2010)『農地制度ここが変わった(詳細版)』
- ・田中淳夫(2010)「『地域への貢献』を模索しながら進める農業参入企業への普及活動」『技術と普及』2月号、全国農業改良普及支援協会
- ・室屋有宏(2004)「株式会社の農業参入 事例にみる現状とその可能性及び意義について」『農林金融』12月号
- ・室屋有宏(2007)「企業の農業参入の現状と課題 地域との連携を軸とする参入企業の実像」『農林金融』7月号

(むろや ありひろ)

